

公 示 送 達

土地収用法施行令（昭和２６年政令第３４２号）第５条第１項の規定により、次のとおり公示送達を行います。

なお、送達すべき書類は、奈良県収用委員会事務局（奈良市登大路町３８－１ 奈良県中小企業会館４階）において、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

令和３年７月１３日

奈良県収用委員会会長 福 井 英 之

１ 送達すべき書類の名称

令和３年７月６日付け奈収２（裁）第１号及び奈収２（明）第１号裁決書

２ 送達を受けるべき者

奈良県大和高田市大字出１０３番５３及び１０３番５４の土地所有者

植田商事株式会社

代表者 不明

ただし、商業登記記録上の代表者

代表取締役 植田 裕之

住所 不明

ただし、商業登記記録上の住所

橿原市八木町一丁目１２番８号

３ その他

上記書類を受領しないときは、令和３年８月３日（火）をもってその送達があったものとみなされます。